

## 国内学校旅行専用「新型コロナウイルス感染症キャンセル費用補償制度」のご案内

新型コロナウイルス（COVID-19）の診断が原因で学校旅行をキャンセルした場合の取消料を補償する制度で、ご契約時にキャンセル補償特約を付与したご旅行が対象となります。

保険期間：2021年6月18日～2022年6月17日

### 1. 補償の対象となる事由

◆保険責任期間（\*）中に旅行参加者が新型コロナウイルスが陽性であると医師が診断し、その後に学校が旅行をキャンセルした場合。

（\*）旅行開始日の13日前から旅行開始時まで（14日間）

◆「学校全体のキャンセル」「一部参加者のキャンセル」のいずれも対象です。

（ご注意）以下の場合は補償の対象となりませんのでご注意ください。

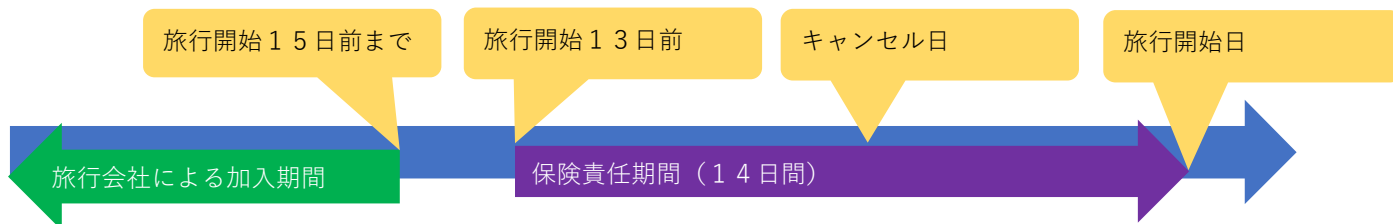
・旅行開始後のキャンセルや無連絡不参加の場合

### 2. お支払する保険金

◆旅行契約約款に基づき、学校が旅行会社に支払う取消料の金額。

ただし、1旅行あたり旅行代金総額の50%かつ5,000万円が限度となります。

### 3. スケジュール



### 4. 保険契約者と加入者

◆保険契約者：一般社団法人全国旅行業協会

加入者：一般社団法人全国旅行業協会の会員（旅行会社）

この制度は、一般社団法人全国旅行業協会が損害保険ジャパン株式会社との間で保険契約を締結し、その制度に一般社団法人全国旅行業協会の会員の旅行会社が加入する仕組みです。

## 5. 対象となる学校

◆学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、専修学校および各種学校ならびに児童福祉法に定める保育所ならびに就学前の子どもに関する教育、保育所の総合的な提供の推進に関する法律に定める認定こども園

## 6. 対象となる学校旅行

◆国内学校旅行等(※1)のうち、保険期間内に保険責任期間(※2)が開始する受注型企画旅行

(ご注意) 旅行行程の一部や、参加生徒の一部のみに限定したお引き受けはできません。  
(※1) 学校行事(学校が行事への責任を負担するもの)として実施されるもので全旅程が国内のものに限ります。

## 7. 保険金をお支払いする場合

◆保険責任期間中(14日間)に、旅行参加者が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の陽性判定を医師から受け、陽性診断の後に旅行契約を解除した場合

## 8. 保険金をお支払いしない主な場合

- ◆関係者(学校、生徒などの旅行参加者、および会員役職員)の故意、重大な過失、法令違反。
- ◆旅行の中止について、速やかに保険契約者に連絡を行わなかったことにより被った損害
- ◆旅行開始の後に発生した取消料

- (1) 加入内容の変更はいつまで可能ですか？  
➡申込締切日（＝旅行開始日の15日前まで）可能です。
- (2) 旅行参加予定者でない生徒の感染により、学校が危機管理上の判断で旅行を中止した場合も補償対象ですか？  
➡対象となりません。旅行参加予定者の中から感染者が発生した場合のみ対象となります。
- (3) 濃厚接触者で自宅待機をしている参加者も補償対象ですか？  
➡対象となりません。
- (4) クラス単位の旅行やクラブ活動の旅行も対象になりますか？  
➡学校が行事に対する責任を負担するものとして実施させる「受注型企画旅行」であれば対象になります。
- (5) 旅行開始後の定義とは？  
➡・添乗員、被保険者の使用人または被保険者が委託したものが受付を行う場合は、その受付完了時  
・受付が行われない場合においては、最初の交通機関・宿泊施設等に応じて、次の時とします。  
【航空機】乗客のみが入場できる飛行場構内における手荷物の検査等の完了時  
【船舶】乗船手続き完了時  
【鉄道】改札終了時または改札のないときはその列車乗車時  
【車両】乗車時